

介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の再委託先一覧表(新規追加分)

令和6年2月以降届出分

事業所番号	事業所名	所在地
2970100224	有限会社あんしん	奈良市中山町1251番地の1
2970902009	アリス居宅介護支援事業所	生駒市辻町10-2トゥジュール生駒エスト302
2776401149	ケアセンターかんな	堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘105号室

指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業委託取扱基準

この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者が行う指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援の委託並びに介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び厚生労働省老健局振興課長通知（平成27年6月5日老振発0605第1号）により指定介護予防支援事業者が行う指定居宅介護支援事業者への第一号介護予防支援事業の委託（以下これらを「再委託」という。）に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

なお、指定介護予防支援の委託を受ける指定居宅介護支援事業者は、公正性及び中立性を確保する観点から、生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月生駒市条例第47号）第14条第1号の規定により、生駒市介護保険運営協議会で承認を得るものとする。第一号介護予防支援事業の委託を指定居宅介護支援事業者が受ける場合についても、同様の観点から、同号に準じて、生駒市介護保険運営協議会の承認を得るものとする。

【指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の実施について】

- ① 介護保険新規認定者で「要支援1」「要支援2」の結果を得られた方については、原則として地域包括支援センターがケアプランを作成する。
※ただし、本人が遠隔地に居住している場合や本人の強い希望、本人・家族の負担への配慮等やむを得ない理由があれば再委託できるものとする。
- ② 介護保険利用更新等において、介護保険既存利用者の介護予防支援又は第一号介護予防支援事業を一部再委託する場合にあっては、生駒市介護保険運営協議会が承認した指定居宅介護支援事業者で、かつ利用者の居宅サービス計画を作成している事業者を主として再委託できるものとする。

【再委託の基準について】

再委託できる指定居宅介護支援事業者については、次の委託基準を設けるものとします。

- ・ 介護保険サービス提供に関して行政処分を現在受けていないこと

【再委託料について】

- ・ 全地域包括支援センターで統一の単価設定とします。
- ・ 再委託料(1件あたり)は「介護予防支援費」及び「第一号介護予防支援事業費」について介護報酬の85%とし、100円未満を切捨てとする。(再委託料については消費税及び地方消費税を含む。)

(地域包括支援センターは、介護報酬から上記再委託料を差し引いた金額を事務費として収入し、請求事務等の管理を行うものとします。)

- ・ 「加算」部分についても同様の扱いとする。